

住民監査請求の手引

中野区監査事務局

1 住民監査請求ってなんですか？

住民監査請求は、地方自治法第242条の定めにより、中野区民の方が、中野区長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法または不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

この制度は、区民の方の請求とこれに基づく監査により、区の財政面における適正な運営を確保し、区民全体の利益を守ることを目的としています。

2 監査請求の対象となるのはどのような事項ですか。また、請求の期限は？

監査請求することができるのは、次に掲げる中野区の財務会計上の行為についてです。

(1) 違法または不当な

- ① 公金（中野区の管理に属する現金など）の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

※上記の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合を含む。

(2) 違法または不当に

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実（区税の徴収を怠る場合など）
- ② 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）

なお、**監査請求の期限**は、上記行為のあった日または終わった日から1年以内です（上記(2)を除きます）。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

3 正当な理由とは何ですか？

- (1) 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- (2) その行為を相当な注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
- (3) その行為を知ってから相当な期間内に監査請求していること。

※相当な期間がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なります。

※1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

4 監査請求は誰ができるのですか？

- (1) 監査請求できる方は、中野区内に住所を有する方です。
- (2) 中野区内に所在する法人も、監査を請求することができます。

5 監査請求の対象者は誰ですか？

中野区長、委員会・委員、職員（議員を除く）に対する措置要求です。

6 監査請求はどのような方法でするのですか？

- (1) 監査請求は、所定の書面「中野区職員措置請求書」を作成して請求することになっています。
- (2) 請求の際には、違法または不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。

(例) …新聞記事など

- (3) 請求書の提出は、監査事務局に直接持参するか、または郵送してください。
 - ・担当 中野区監査事務局
 - ・電話 03-3228-5551
 - ・住所 〒164-8501 中野区中野4-11-19

7 請求書は、どのように作成したらよいのでしょうか？

請求書の様式例と記入する内容は、別紙1「中野区職員措置請求書」のとおりです。

なお、監査委員による監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める場

合は、別紙2の「中野区職員措置請求書」により提出してください。

※請求書は、必ず氏名を自署して下さい。

【お知らせ】

住民監査請求書を提出された場合、その請求書について中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年中野区条例第9号）に基づく情報公開の請求があったときは、個人情報（請求人の住所、氏名）を公開します。

8 請求の結果に不服のある場合には、どうしたらいいのですか？

住民訴訟を提起して争うことができます。

住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

○監査結果に不服がある場合

監査の結果の通知を受け取ってから30日以内

○勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合

措置結果の通知を受け取ってから30日以内

○勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合

措置期限の日から30日以内

○請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合

60日経過した日から30日以内

○監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合

却下の通知を受け取ってから30日以内

<参考>

① 地方自治法

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人(以

下この条において「請求人」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

- 5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から60日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の議会は、第1項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。
- 11 第4項の規定による勧告、第5項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

第199条

①～⑦略

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑮略

② 地方自治法施行令

(住民による監査請求)

第172条 地方自治法第242条第1項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

2 前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

③ 地方自治法施行規則

第13条 地方自治法施行令第172条第1項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

<別記>

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕職員措置請求書様式(第13条関係)

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕職員措置請求書

都(何道府県)知事(何委員会若しくは委員又は職員)〔何郡(市)町(村)長(何委員会若しくは委員又は職員)〕に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨……………
……………

2 請求者

住所 氏 名

(住所) (氏 名)

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 監査委員あて

備考 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。